

平成28年度組合運営の基本方針

全国的に気象異常による局地的な災害が発生する中、徳島県においても昨年7月の台風11号及び8月の台風15号の相次ぐ襲来により、果樹共済では収穫直前の「なし」が落下するなどの甚大な被害が発生し、2年連続の異常災害となりました。また、園芸施設共済や建物共済においても、暴風雨や降雪による被害が県内各地で発生しました。

NOSA I徳島は、損害評価会委員、損害評価員の協力のもと、組織を挙げた迅速な損害評価に取り組み、被災農家への共済金の早期支払いを行いました。

引受については、水稻共済で主食用米から飼料用米に作付けが移行したことにより減少した他、建物共済でも離農・廃業等による加入資格の喪失により、前年実績を下回る結果となりました。一方で、昨年の制度改正で大幅に補償が拡充された園芸施設共済をはじめ、家畜共済・果樹共済及び農機具共済で前年を上回る共済金額となっています。

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）については、昨年10月に大筋合意に至り、11月には「総合的なTPP関連政策大綱」が政府から公表されましたが、将来にわたる国内農業への影響が懸念されるところです。

このような中、国は「収入保険制度」を国内対策と位置付け、制度の導入に向けた事業化調査を平成26年度から実施しており、その調査結果を踏まえて早ければ平成30年度の制度発足を目指しています。調査の最終年度となる今年度も引き続き調査に協力するなど、農業共済組合が「収入保険制度」の実施主体となるべく積極的に取り組んで参ります。

NOSA I徳島は、1県1組合となって3年目を向え、NOSA I制度が組合員のセーフティーネットとしての機能をフルに発揮し、組合員からの信頼をより確かなものとするため、次の事項を実践します。

1 事業推進への取組み

- (1) 県内各地域に根付いたNOSA I制度を目指し、総代会の決定に基づき、理事会・農業共済事業推進本部及び支所運営協議会で協議検討された方針に沿って、役職員一丸となってNOSA I制度の普及推進に努めます。
- (2) 県下各地域の農業者の実情に即した加入推進となるよう、共済部長で構成する基礎組織等との協力体制を強化します。
- (3) NOSA I事業の更なる加入推進を着実にを行うため、国の指導に基づく有資格農業者リスト整備のための調査を実施します。
- (4) 被災組合員への共済金の早期支払いのため、迅速に被害を把握し適正かつ公平な損害評価に努めます。

2 損害防止事業の充実

- (1) N O S A I 徳島が実施する損害防止事業の充実を図るため、これまでに導入した関係機器の利用状況等を踏まえ、機器の効率的な活用に努めます。
- (2) 損害発生の未然防止・農作業の効率化及び農産物の生産性の向上等を目的として、研修・講習会を開催するなど、組合員及び農業者を支援します。
- (3) 組合員の要望等を反映させた損害防止事業となるよう充実検討を行います。

3 関係機関との連携強化

- (1) 収穫共済対象作物の作付実態等を正確かつ効率的に把握するため、徳島県・農業協同組合・地域再生協議会及び中国四国農政局徳島支局等、関係機関との連携に努めます。
- (2) 資産共済関係の資源量の把握及び加入推進の効率化を図るため、徳島県・農業協同組合及び農業機械販売店等の協力を得て情報の収集に努めます。
- (3) 家畜診療所は、畜産農家の損害の防止と生産性の向上を図るため、徳島県家畜保健衛生所と協力して安定経営を支援します。

4 財務の健全化

- (1) 経常経費などの支出の節約に努め、予算執行の効率化を図ります。
- (2) 収入財源の安定化を図るため、「余裕金運用管理委員会」の運用案について理事会での審議決定に基づき、資金の安全で効率的な運用に努めます。

5 内部統制の確立

- (1) 業務執行適正化を図るため、監事による定時監査及び監査室による内部監査を実施します。
- (2) 諸課題に対して迅速かつ的確に対応できる組織態勢を構築するため、業務運営等について、組織内で情報の共有化を図ります。
- (3) 農業共済組合が抱える各種リスクについて、理事会で定められた「リスク管理基本方針」に基づき、適切なリスク管理態勢の構築に努めます。

6 法令等遵守態勢の確立

- (1) N O S A I 事業の実施主体として、制度に対する組合員や農業者の信頼を損なうことのないよう、国の「農業共済団体に対する監督指針」に基づき法令遵守に取り組めます。
- (2) 不祥事等の未然防止に努めるため、内部牽制機能が十分に発揮される組織体制を構築します。

(3) 役職員の規範意識の高揚を図るため、法令遵守に関する研修会を開催します。

7 広報広聴活動及び情報開示

- (1) 組合運営の透明性を確保するため、あらゆる広報媒体を利用し情報開示に取り組みます。また、業務改善に反映するため組合員からの意見・要望等を収集し、情報の有効活用に努めます。
- (2) 組合ホームページ及び広報紙等をフル活用し、組合員及び農業者にとって有益な情報を発信するとともに、NOSA I 制度の普及啓蒙に努めます。

8 社会貢献活動への参画

近年、公益団体等が社会貢献活動を求められる中で、農業共済組合としても農業災害補償制度70周年を見据え、全国のNOSA I 団体と連携して社会貢献に取り組みます。

平成28年度事業計画書

(1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

共済目的等 項目	農作物共済			家畜共済										種 頭			
	水稲		麦	乳 用 成 牛	乳 用 子 牛 等	肥 育 成 牛	肥 育 子 牛	肉 用 成 牛 他	肉 用 子 牛 等 他	一 般 馬	種 頭	肉 豚	肉 豚		乳 用 種 牛 頭	肉 用 種 牛 頭	種 頭
	戸	概数	概数														
区域内の概数	41,450	1,285,000	14,300	5,237	4,170	17,270	2,777	2,564	2,914		3,630	34,450				1	
前年度引受実績	32,213	849,032	13,948	3,302	965	7,841	739	1,734	1,163		0	0				1	
本年度引受計画	32,213	853,200	14,300	3,472	968	7,472	682	1,584	1,021		50	600				1	
本年度予定引受率	77.7%	66.4%	100.0%	66.3%	23.2%	43.3%	24.6%	61.8%	35.0%	-	1.4%	1.7%				100.0%	

共済目的等 項目	果樹共済		樹体共済		園芸施設共済		ハウスクラス							任意共済		備考						
	収穫		樹体		ガラス室		プラスチックハウス							農家建物			農機具					
	概数	率	概数	率	棟	率	I	II	I	II	III	IV	IV	IV	V		VI	VII	棟	率	棟	率
区域内の概数	70,800		70,800		102		8,591.7	1,453	441	115	210	93	154	61,600	50,225			34,227	1,169			
前年度引受実績	5,680		5,680		9		2,192.9	491	348	80	48	71	114	34,227	1,169							
本年度引受計画	6,000		6,000		10		3,230.0	560	380	90	60	89	108	35,370	1,350							
本年度予定引受率	8.5%		8.5%		9.8%		37.5%	38.9%	86.2%	78.3%	28.6%	95.7%	70.1%	57.4%	2.7%							

(2) 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

項目	引		共済金額	共済掛金			保険料(D)	交付(納入)保険料(E) =(B)-(D)	手持共済掛金	備考
	本年度予定	前年度実績		総額(A)	国庫負担金(B)	農家負担金(C)				
共済目的等			千円	千円	千円	千円	千円	千円		
農作物										
水稲	853,200 a	849,032 a	4,463,000	35,436	17,718	17,718	5,520	12,198	29,916	
麦	14,300 a	13,948 a	4,530	182	94	88	75	19	107	
計	867,500 a	862,980 a	4,467,530	35,618	17,812	17,806	5,595	12,217	30,023	
家畜										
乳用成牛	3,472 頭	3,302 頭	377,709	81,402	36,737	44,665	22,869	13,868	58,533	
乳用子牛等	968	965	26,706							
肥育成牛	7,472	7,841	1,016,836	46,792	21,660	25,132	13,012	8,648	33,780	
肥育子牛	682	739	39,228							
その他成牛	1,584	1,734	202,245							
その他子牛	1,021	1,163	47,024							
一般馬										
一種豚	50	0	1,500	136	47	89	50	△ 3	86	
肉豚	600	0	4,800	946	378	568	473	△ 95	473	
畜小計	15,849	15,744	1,716,048	129,276	58,822	70,454	36,404	22,418	92,872	
乳用種雄牛	-	-	0	0	0	0	0			
肉用種雄牛	1	1	252	42	11	31	10	1	32	
小計	1	1	252	42	11	31	10	1	32	
計	15,850	15,745	1,716,300	129,318	58,833	70,485	36,414	22,419	92,904	

共済目的等	項目	引		共済金額	共済掛金			保険料(D)	交付(納入)保険料(E) = (B) - (D)	手持共済掛金	備考
		本年度予定	前年度実績		総額(A)	国庫負担金(B)	農家負担金(C)				
果	半相減収総合一般 うんしゅうみかん 災害収入共済方式 指定かんきつ(ゆず) 半相特定危険暴風雨 な 全相殺減収総合 う 樹園地単位減収総合	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		6,000	5,680	45,600	3,511	1,755	1,756	1,805	△ 50	1,706	
		1,740	1,726	25,080	627	313	314	180	133	447	
		2,100	1,422	120,000	1,200	600	600	540	60	660	
		0	0	0	0	0	0	0	0		
		450	462	650	48	24	24	△ 2	22		
樹	小計	10,290	9,290	191,330	5,386	2,692	2,694	2,551	141	2,835	
		6,000	5,680	175,200	350	175	175	157	18	193	
		6,000	5,680	175,200	350	175	175	157	18	193	
		16,290	14,970	366,530	5,736	2,867	2,869	2,708	159	3,028	
畑作物	大豆	1,700 a	1,771 a	650	42	23	19	13	10	29	
		1,700	1,771	650	42	23	19	13	10	29	
園芸施設	ガラス室										
		I 類	-	-	-	-	-	-	-	-	
	II 類	10	9	75,000	66	33	33	10	23	56	
	I 類	3	2	6,000	84	36	48	10	26	74	
	II 類	2,300	1,929	1,081,000	25,820	12,836	12,984	5,778	7,058	20,042	
	III 類	560	491	1,411,000	13,731	6,825	6,906	2,200	4,625	11,531	
	IV 類甲	380	348	1,017,000	8,468	4,199	4,269	1,075	3,124	7,393	
	IV 類乙	90	80	525,000	2,382	1,128	1,254	344	784	2,038	
	V 類	60	48	328,000	1,844	920	924	242	678	1,602	
	VI 類	89	71	24,000	520	260	260	167	93	353	
	VII 類	108	114	33,000	328	164	164	94	70	234	
	計	3,600	3,092	4,500,000	53,243	26,401	26,842	9,920	16,481	43,323	
	合計			11,051,010	223,957	105,936	118,021	54,650	51,286	169,307	

イ 任意共済事業の規模

項目	引		受	共済金額	共済掛金、賦課金			B 再共済 掛金	C 再共済 手数料	D 手持共済掛金 A-(B+C)	考 備
	本年度予定	前年度実績			総額	A 共済掛金	事務費 賦課金				
共済目的	棟	棟		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
保 險 関 係											
建 物	2,550	2,460		19,535,700	40,317	10,078	15,119	2,343	27,541		
火 災	32,820	31,767		303,464,300	141,149	115,442	76,977	31,176	95,348		
農 機 具	台	台									
損 害	1,350	1,169		2,400,000	9,443	3,217	0	0	9,443		
計				325,400,000	319,646	128,737	92,096	33,519	132,332		
再 共 済 割 合				30%	再共済手数料率			総 合		15.50 %	
					火 災					40.50 %	

(3) 引受計画と実施方策

1 農作物共済

- (1) 水稲及び麦の引受状況の改善と事務の効率化を図るため、「営農計画書及び水稲共済細目異動申告票」の一体化処理により、作付状況の把握と任意加入者の推進に努める。
- (2) 補償の充実を図るため、単位当たり共済金額及び付保(補償)割合の最高位選択を推奨する。
- (3) 水稲共済の掛金徴収事務を推進するため、督促状及び催告状を发出し、未収共済掛金等の完全徴収に取り組む。
- (4) 農産物生産技術及び農作業効率の向上を支援するため、専門技術者による講習会を開催する。
- (5) 農作物共済制度の普及推進を図るため、県下各地で開催される会議等に積極的に参加する。

2 家畜共済

- (1) 家畜共済事業の引受状況を改善するため、家畜診療所獣医師と帯同して戸別訪問による加入推進を実施し、未加入農家及び子牛・胎児の加入を選択していない組合員の補償の充実に取り組む。
- (2) 加入推進の適正化を図るため、関係機関と連携し情報収集に努めるほか、戸別訪問などにより対象家畜の飼養状況の把握に取り組む。
- (3) 対象家畜の異動状況を的確に把握し適正に引受を行うため、牛個体識別情報の活用と職員による現地確認を励行する。
- (4) 養豚農家に対して、戸別訪問による制度の普及に努める。

3 果樹共済

- (1) 果樹共済事業の引受状況を改善するため、関係機関が開催する会議及び栽培農家で組織する各部会等に積極的に参加し、制度の説明に努めるとともに、戸別訪問により未加入農家の加入を推進する。
- (2) 樹種ごとに資源量調査を行い、耕作内容等の情報収集に取り組む。

4 畑作物共済

引受適格耕地の把握に努め、適正引受による引受拡大に取り組む。

5 園芸施設共済

- (1) 有資格棟数を把握するため資源量調査を行い、耕作者や内作物等の情報収集に取り組む。未加入者に対しては戸別訪問を行い丁寧な事業内容の説明を行う。
- (2) 制度改正による拡充内容の周知徹底と補償の充実を図るため、生産部会及び関係機関が開催する会議等に積極的に参加し内容の説明に努める。
- (3) 新規就農者の情報・新規事業及び増設棟等の情報収集のため、関係機関及び民間等との積極的な情報交換に努める。

6 任意共済

- (1) 加入資格を遵守した適正な加入推進を行うため、資格審査の徹底を図る。
- (2) 組織的で効果的な加入を推進するため、共済部長の協力のもと県下全域において、地域に密着した加入推進に取り組む。
- (3) 資産に見合う加入状況とするため、農家ニーズの把握に努め、農家視点に立った提案型加入推進に取り組む。
- (4) 建物総合共済への収容農産物補償特約の新設について、周知と加入推進に取り組む。
- (5) 農機具共済の新規加入者への推進を図るため、農業機械販売店等との情報交換に取り組む。

(4) 損害評価の適正化の方策

1 農作物共済

- (1) 損害評価会及び職員による見回り調査を実施し、管内の作柄及び被害状況を早期に把握する。
- (2) 悉皆調査等で確認することが困難な登熟不良等の発生状況を確認するため、定点による調査を実施する。
- (3) 損害評価について、評価日程、申告方法などを損害評価員や広報紙を通じて組合員に周知し、被害申告漏れのないよう徹底する。
- (4) 損害評価員を対象とした評価研修会を開催し、損害評価技術の向上・評価眼の統一及び分割評価基準の適用をはかり、公平適正な損害評価を実施する。
- (5) 被害の実態に応じた評価地区を設定し、効率的な評価態勢を構築する。

- (6) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努める。
- (7) 新たに導入する「ドローン」を使用した引受・損害評価等、あらゆるシーンでの活用方法について調査研究を行う。

2 家畜共済

- (1) 「家畜共済病傷事故診断書審査委員会」による病傷事故診断書の内容審査を行い、審査結果を関係獣医師に通知し、以後の診療に反映させるなど、診療業務の適正化に取り組む。
- (2) 無獣医地域での診療に支障が無いよう、徳島県家畜保健衛生所の協力を得ながら、県下全域での獣医療水準を確保する。
- (3) 指定、開業獣医師に対して、病傷事故診断書の早期提出依頼を徹底し、共済金の早期支払いに努める。

3 果樹共済

- (1) 評価会による見回り調査を実施し、管内の作況、被害状況を早期に把握する。
- (2) 現地において損害評価研修会を開催し、評価眼の統一をはかり、適正評価に努める。
- (3) 徳島県農林水産総合技術支援センター並びに農業協同組合等からの情報収集により、損害評価の精度向上に取り組む。
- (4) 迅速かつ適正な損害評価により、共済金の早期支払いに努める。
- (5) 新たに導入する「ドローン」を使用した引受・損害評価等、あらゆるシーンでの活用方法について調査研究を行う。

4 畑作物共済

- (1) 損害評価会及び職員による見回り調査の実施や関係機関からの情報収集により、作柄及び被害状況を早期に把握するなど、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努める。
- (2) 損害評価会で審議決定された分割評価基準表に基づく分割評価を実施し、公正な損害評価を行う。

5 園芸施設共済

- (1) 組合員からの事故発生通知を周知徹底し、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努める。

- (2) 台風等の大災害時における損害評価に備え、本所及び各支所間の連携シミュレーション等を行うことにより損害評価体制を構築する。
- (3) 現地評価研修会を開催し評価眼の統一を図り、効率的な損害評価を行う。また、施設の設置状況図の整備・更新により、迅速かつ適正な損害評価により共済金の早期支払いに努める。
- (4) 新たに導入する「ドローン」を使用した引受・損害評価等、あらゆるシーンでの活用方法について調査研究を行う。

6 任意共済

- (1) N O S A I 全国が主催する損害評価研修会及び四国地区共済事業担当者会に参加し評価技術の向上を図る。また、広域災害に対する損害評価支援及び本所及び各支所間の連携について評価訓練を実施し、大規模災害に備えた損害評価体制の構築に努める。
- (2) 組合員からの速やかな事故発生通知の周知徹底を図り、罹災状況の確認等、迅速かつ適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
- (3) 農機具共済の全損事故における残存物の適切な取り扱いに努める。
- (4) 新たに導入する「ドローン」を使用した引受・損害評価等、あらゆるシーンでの活用方法について調査研究を行う。

(5) 損害防止事業の実施方策

災害に対する損失補てんという本来の目的のほか、水稻の病虫害防除、家畜の疾病防止など事業ごとに幅広い損害防止活動を行う。

1 農作物共済、畑作物共済

(1) 講習会等の開催

農作物栽培講習会を開催し、損害防止に向けた栽培技術等の普及啓蒙に努める。

(2) 防除機の貸し出し

組合の所有する乗用防除機、高圧噴霧器（動噴）を貸し出し、地域の実情に応じた効率的かつ有効な病虫害防除を支援する。

(3) 自走式草刈り機の貸し出し

自走式草刈り機（ハンマーナイフモア）を貸し出し、圃場のあぜ・法面及び休耕田等の雑草処理により病虫害の発生を抑制する。

(4) その他水稻損害防止機器の貸し出し

背負式動力噴霧器、小型火炎放射器、水田溝切り機、土壌改良剤

散布機を貸し出しする。

(5) 情報提供

関係機関と連携し、適切な損害防止措置を講ずるよう病虫害発生予察情報・高温障害予察情報を組合員に提供する。

2 家畜共済

(1) 薬剤の配布

組合員ごとに慢性疾病への予防薬剤等の配付を実施する。

(2) 畜舎消毒

畜舎の衛生管理に、より効果的な煙霧消毒機を導入し、職員による畜舎消毒と、機械の貸し出しを実施する。

(3) 特定損害防止事業

特定損害防止事業を引き続き実施し、事故低減並びに組合員の損害防止経費の軽減を図る。

3 果樹共済、園芸施設共済

(1) チッパーの貸し出し

剪定作業後の枝葉をその場で細かなチップにする粉砕機（チッパー）を貸し出し、日当たりが良く防除等の管理作業のしやすい園地づくりを支援する。

(2) 高圧噴霧器（動噴）の貸し出し

水田転作園地や中山間地、またハウス内での防除作業に適した動噴を貸し出しする。

(3) らくはり（ハウスフィルム展張機）の貸し出し

ハウスのビニール張り替えに便利な展張機「らくはり」を貸し出しする。

4 鳥獣害対策

近年、増加している鳥獣害による農作物被害対策として組合員が防護施設、器具等を設置した場合、要した費用の一部を助成する。

(6) 執行体制の整備

1 事務執行体制の整備

- (1) 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき年 4 回以上開催し、組合運営上の重要事項を審議し、組合運営に万全を期するものとする。
- (2) 監事会は、定款及び監事監査規則に基づく定時監査を年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務の執行について適正を期するものとする。
- (3) 業務運営上発生が見込まれるリスクを事前に把握し、リスクの回避または低減させる管理体制を構築する。
- (4) コンプライアンス・アクションプログラム（以下「実践計画」という。）の、達成状況について理事会に報告し、必要に応じて実践計画の修正を行う。
- (5) 実践計画の策定にあたっては、コンプライアンス改善委員会の研究審議結果を反映し、法令遵守態勢の確立に努める。
- (6) 徳島県が実施する常例検査及び監事監査の指摘事項に対する改善対応を図るとともに、監査室が実施する内部監査の結果への改善状況等を確認し、適切に業務を遂行する。
- (7) 「個人情報保護に関する規則」及び「特定個人情報等取扱規則」に基づく管理運用により、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の安全管理を徹底する。

2 共済部長の設置及び職務

行政における実行組等の集落単位を基本に共済部長（NOSA I 部長）を設置し、各種事業の引受や連絡、損害通知の受理など、組合員とのパイプ役としてNOSA I 制度の普及推進の職務を担う。

3 職制及び職員の配置

- (1) 総務に関する業務は、本所総務部に処理を一元化する。また、事業に関する業務は本所事業部が統括し、支所収穫課・資産課及び家畜課を中心として事業推進を行うなど、部署ごとの役割を明確化し業務の効率化に取り組む。
- (2) 管理職会議を開催し、本所・支所及び家畜診療所の課題解決に向けた検討を行い、業務改善や事業推進の効率化に積極的に取り組む。
- (3) 支所に家畜診療所詰所を併設し、組合員からの往診依頼に迅速に対応するなど、組合員サービスの向上を図る。

4 役職員研修体制及び計画

- (1) 全職員を対象とした研修会を開催し、コンプライアンスの意識高揚を図る。
- (2) 農林水産省及びNOSA I 全国主催の専門講習会、階層別研修会等に積極的に参加し、役職員のスキルアップに努め、組織体制の強化につながる人材育成と能力の向上に取り組む。

5 広報広聴活動の充実及び情報開示

- (1) 広報紙を定期的に発行し、事業推進と連動した組合情報の提供や、NOSA I 制度の更なる普及定着に努め、組合員からの意見要望等を聴取する。
- (2) ホームページに、任意共済の共済掛金のシミュレーションを新たに追加して、効率的な加入推進に努めるとともに、損害防止機器の活用状況を掲載するなど、組合員にとって分かりやすい情報の提供に努める。
- (3) 「農業共済新聞」の普及・定着を推進し、四国版の充実を図るとともに農家経営に有益な情報を発信する。

6 事務機械化処理の実施方策

- (1) 農業共済ネットワーク化情報システムの安定稼働と効率的運用を図る。
- (2) 個人情報の保護のため、ネットワーク化情報システムのセキュリティ対策を強化し、情報管理体制を構築する。
- (3) 日報管理システムの活用により業務内容の明確化と効率化を図る。

7 予算統制の方策

- (1) 予算執行状況を定期的に理事会に報告し、理事会の意向を予算執行に反映させるとともに、経費節減に努める等、効率的な予算の執行を行う。
- (2) 積立金等の運用について基本方針を理事会で定め、その方針に基づく運用状況について理事会に報告する。
- (3) 理事会で定められた基本方針に基づき、余裕金運用管理委員会で協議の上、安全で安定した利息収入の確保と資産の保全に努める。